

余った薬で返金してもらえないの？

飲み忘れなどによって、薬が余ってくるということ、よくありますね。「家に置いてあっただけで使っていない薬を返すから返金してもらえないか」と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

薬局では、廃棄することはできて返品・返金はできません。

返金できない理由①

調剤薬局では、処方せんに基づいて調剤し、薬を渡しています。これは、健康保険法上で「療養の給付」に関わるものとして、**診察や治療と同じ位置づけ**になっています。

※ 療養の給付

健康保険の被保険者が業務以外の事由により病気やケガをしたときに、健康保険を使って治療を受ける事

- a. 診察 b. 薬剤または治療材料の支給 c. 処置・手術の他の治療
- d. 在宅で療養する上での管理・その療養のための世話・その他の看護
- e. 病院・診療所への入院、その療養のための世話、その他の看護

すでに行われた診察や治療をさかのぼって無かったことにできないのと同じように調剤薬局で渡した薬を返品・返金できるものではないと解釈されます。

返金できない理由②

医薬品は製薬会社で製造された後、卸業者を介して薬局に届き、患者さんの手に渡るまで、**徹底的な品質管理**が行われています。薬局でも、薬剤師が薬ごとに適切な方法（温度・湿度・遮光など）で保管し、流通経路や製造ロット番号、使用期限や有効期限といった点まで管理を行っています。薬局からいったん患者さんに渡した薬は、家庭における管理状況が不明で、品質が変化している可能性が無いとは言えません。また、別の流通経路からの医薬品と混ざってしまったり、たとえ数分だとしても、異物混入のリスクも考えられます。患者さんの「きちんと管理していた」「異物混入などしていない」と言われるのは分かるのですが、薬を再び流通に乗せることは、できないことなのです。

薬が余ったら…

薬が余ってしまったら、**薬局で次の薬を受け取る前に医師・薬剤師にどの薬がいくつ余っているのかを伝えてください**。今回の処方から差し引いて薬を出してもらうことができます。薬が少なくなる分、薬代も安く抑えられます。

例：家にメトグルコ250mg錠が20日分残っているとき

→引き続き同じ薬が30日分処方される場合、今回の処方を10日分だけ受け取る

※ 薬が余っているからと言って、家族・友人などで使い回すことは絶対にやめてください！

薬はその人の病状・体質に合った薬が処方されているので、家族であっても危険です。

※ 薬が大量に余っていて、ぐちゃぐちゃで分からない…というときは

まとめて薬局に持参して下さい。返金はありませんが、整理・管理のお手伝いをさせていただきます。

お困りのことや不安なことなど何でも当薬局にご相談ください。

